

会 議 録

会議の名称	令和5年10月定例教育委員会		
開催日時	令和5年10月26日 14時00分開会 16時12分閉会		
開催場所	つくば市役所本庁舎2階 203会議室		
事務局	教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委員 倉田 廣之 委員 柳瀬 敬 委員 和泉 なおこ 委員 成島 美穂	
	委員以外の出席者	教育局長 吉沼 正美 教育局次長 坂田 博之 学校教育審議監 山田 仁巳 教育総務課長 山岡 めぐみ 学務課長 下田 裕久 教育施設課長 鈴木 聡 健康教育課長 柳町 優子 学び推進課長 岡野 知樹 特別支援教育推進室長 中島 澄枝 学び推進課参事兼総合教育研究所長 山田 聡 学び推進課参事兼教育相談センター所長 久松 和則 生涯学習推進課長 澤頭 由紀子 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 中央図書館館長補佐 玉木 正徳 教育局企画監 青木 孝之	
公開・非公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	5人
会議次第及び議事	1 開会 2 議事録承認 3 教育長の報告 4 案件		

	(1)議案第 53 号 市長の権限に属する事務の委任について (公開)
	(2)議案第 54 号 令和 5 年度つくば市一般会計予算案 (12 月補正) に同意することについて (非公開)
	(3)議案第 55 号 つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則について (公開)
	(4)議案第 56 号 つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取について (公開)
	(5)議案第 57 号 つくば市有形文化財の指定に係る諮問について (公開)
	(6)報告第 32 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
	(7)報告第 33 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
	(8)請願第 1 号 教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築に関する請願書 (公開)
	5 その他
	6 閉会

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	それではただいまから令和 5 年 10 月の定例会を開催いたします。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。スムーズな会議進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
2 議事録の承認	
森田教育長	まず、議事録の承認ですが、令和 5 年 9 月定例会の議事録を委員の皆様事前に確認していただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。それでは署名人を和泉委員にお願いしたいと

	<p>思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>3 教育長の報告</p>	
<p>森田教育長</p>	<p>続きまして、次第の3、教育長の報告に移ります。今回は報道にありましたように、竹園東小学校の教諭の不適切な指導についての報告をさせていただきますと思います。詳しくは次第の5、その他のところで扱いたいと思いますけれども、ここでは、その概要・経緯についてお話したいと思います。竹園東小学校の1年生の教諭が、授業中にトイレに行ってはいけないというような指導をしたことが発端となり、子供たちがお漏らしをしてしまうなどということが発生し、不登校気味になりました。6月下旬には市教委の方にも相談があり、当該教諭への指導はしていたものの、なかなか改善をしていなかったという状況でした。このような状況が起きたことは本当に私たちも重く受けとめなければいけないと思っています。そして、そうした中で保護者から担任を変えて欲しいという声も出てきたことから、7月13日に学級懇談会を開催し、教務主任に担任させるということを保護者の方々にお伝えしたという状況でした。そして、当該教員は自分の指導に悩み、体調を崩して、そこから休暇を取るという形になりました。1人は転校してしまい、不登校気味になった子が2人おりましたけれども、そのうち1名は間もなく登校を再開し、もう1名の方も夏休み明けには登校することができるようになっておりまして、現在1年1組は児童全員が落ち着いて元気に生活しているという状況です。それが10月13日に毎日新聞社を皮切りに多くの新聞社から報道がされたということです。そのことも受けて、10月20日金曜日に全校児童の保護者に向けての臨時の保護者会を開き、204人の参加者がありました。学校と市教委から謝罪をし、保護者からの質問に対して回答するという形で進めましたが、26人の保護者の方から色々と御質問を受けたという状況です。私たちとしては、本当に深く重いことと受けとめて、改めて深くお詫びを申し上げなければならないと思っています。本日、その他の部分でこのことを扱いたいと思いますが、再発防止に向けて教育委員会として、教育局及び学校へのメッセージを寄せられるように話し合いを進めたいと思っています。私の報告は以上でございます。</p> <p>それでは、案件に入ります。案件一覧にも記載がございますが、本日は請願が1件出されております。そのため、公開案件として請願に対す</p>

<p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>る審議を最初に行い、その後に非公開案件として議案第 54 号、報告第 32 号と報告第 33 号の 3 件を審議し、その後公開案件の議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 57 号の審議を行いたいと思います。最後に、その他という形で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>では、そのように進めさせていただきます。</p>
<p>(8) 請願第 1 号 教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築に関する請願書（公開）</p>	
<p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>倉田委員</p> <p>森田教育長</p> <p>倉田委員</p> <p>森田教育長</p>	<p>それでは請願第 1 号から進めてまいります。今回、「教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築に関する請願書」が提出されており、内容等を精査し受理いたしました。つくば市教育委員会請願処理規則第 4 条により、教育委員会は、「報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない」とありますので、この場で検討を行い、採決を取りたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、倉田委員、お願いします。</p> <p>本日、請願者がお越しになっているようですので、請願者からの説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>ただいま倉田委員から請願者がいらっしゃっているということで、説明をさせてはどうかという提案がありましたけれども、これについては、つくば市教育委員会請願処理規則第 5 条に、「委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる」と規定されています。請願者に対して説明を求めることに対して御異議はございませんか。</p>

委員一同	異議なし。
森田教育長	<p>では、異議なしということですので、請願者の方は陳述席にお願いいたします。</p> <p>では、5分程度で簡潔に説明をお願いします。</p>
請願者	<p>請願の趣旨について、この場をお借りして補足をさせていただきます。つくば市では、今月から、市役所の窓口受付時間が短縮されました。このことについて、五十嵐市長はご自身のX（旧 Twitter）で次のように説明されています。『「職員の勤務時間＝窓口受付時間」という残業必須の無理ゲーでは、住民サービスは向上できません。残業前提の受付時間から脱却し、職員が適正な働き方になり、業務改善の打合わせ時間等も生み出すことが結果として行政としての質の向上に繋がると考えています。』以上が引用部分です。言うまでもなく、残業必須の無理ゲーからの脱却が必要なのは、学校教員も同じです。教員という職業を、児童生徒一人一人にしっかりと向き合うことができると同時に、教材研究や自己研鑽の時間も十分に確保できるような真に魅力ある職業とするためには、勤務時間外に及ぶ業務までもが当たり前のように押し付けられてきた従来のあり方を見直す必要があると思います。そうした業務の代表例こそが部活動ですので、まずは一刻も早く教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築していただきたいです。公務員の労働環境改善に対しては、今や当事者だけでなく、幅広い層からの支持があります。先述した五十嵐市長の投稿に圧倒的多数の市民が賛意を表明したことは、その証左であるといえるでしょう。請願書の中では、具体的な請願事項として3つ挙げさせていただきました。私どもとしましては、やはり最終的なゴールは部活動を地域クラブ活動に移行することだと考えています。しかし、移行が完了する前だからといって、教員に部活動顧問への就任を強制して良いわけではありません。このことは、昨年度末の県教委通知によって一層明確になりました。教員一人一人が部活動顧問に就任しないという選択を行えるようにすることは一刻も早く徹底される必要があるのではないのでしょうか。つくば市には、本請願を採択することによって、他の自治体のお手本となっていたいただきたく存じ</p>

森田教育長	<p>ます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいま請願者からの説明がありましたが、今の説明に対しての質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。はい、柳瀬委員。</p>
柳瀬委員	<p>請願事項1に「検討状況や決定事項をつくば市公式ウェブサイト等で随時公表すること」とありますが、この決定事項というのは、教育委員会で決定したことと考えてよろしいでしょうか。</p>
請願者	<p>ご質問ありがとうございます。教育委員会として決定したこと、ないしはその事務局であるところの教育局の方で決定したことも含みますけれども、そういったことを随時つくば市の公式ウェブサイト等で公表していただきたいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>部活動というのは学校の教育活動ということになりますが、地域クラブということになりますと、これは市民活動としての側面を含むので、教育局だけでは決められないことがたくさんあると思うのです。そうしますと、その検討状況あるいは決定事項をどこが掌握するのかということが非常に大事になってくると思います。そうしますと、教育局だけではなくて、広く市長部局も含めて、検討する組織が必要というふうに考えられますか。</p>
請願者	<p>先日、つくば市教育局の学び推進課が部活動の地域移行も担当されていると伺ったのですが、その担当者の方に伺ったところ、すでにつくば市教育局だけでなく、他の関係する部局ですとか、地域クラブなどの関係者などもメンバーに入った形の会議体というか協議体というか、そういった話合いの場はすでに設けられていまして、そういったところで部活動の地域移行についての検討が進んでいるものと認識しております。そういったところでの検討状況や決定事項、その諸々の課題も含めて、流石に毎週は難しいと思いますけれども、1月に1回でも2月に1回でも、そのスパンはお任せしますけれども、随時まとまり次第公表していただくということについて、先ほど申し上げたような協議会が中心と</p>

	<p>なって公表を進めていただきたいと思いますと考えております。</p>
柳瀬委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>他はいかがでしょうか。はい、和泉委員。</p>
和泉委員	<p>請願書の2ページ目の中段に記載されている、「つくば市教育局学び推進課に問い合わせたところ」という部分について、これはいつ問い合わせましたか。</p>
請願者	<p>実際に市役所を訪れてこのことについて伺ったのは今年の8月2日です。それ以前から、こういったことが知りたいという伺いを立てていたのですが、その準備をしていただいて、つくば市部活動顧問の移行希望調査についてという資料をいただきまして、この資料を御提示いただきながら、今のつくば市立中学校及び義務教育学校で行われている顧問希望調査の現況・現状を御報告いただいたというところです。</p>
和泉委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>他はいかがですか。よろしいですか。では、請願者の方には退席をお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、請願事項が1、2、3とありますので、1つずつ討論をした後に、全体の採決を取るという形で進めたいと思います。もし状況確認ということで事務局の方に確認したいことがあれば、それは質問していただいて結構ですので、それも含めながらこれから討論したいと思います。</p> <p>ではまず、請願事項1「つくば市立学校が行う部活動を地域クラブ活動へと移行することに関する検討事項や決定事項をつくば市ウェブサイト等で随時公表すること」ということについて、皆さんの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では、倉田委員、お願いします。</p>
倉田委員	<p>つくば市で取り組んでいる状況等の報告等とか、進捗状況は公開可能</p>

	かと思います。ただ、随時公表という点について、どういったスパンで公表をするのかという部分が、果たしてどうなのかなということで少し気になりました。
森田教育長	先ほどは請願者から、できるだけ変化があったときに公開してほしいというような話がありましたけれども。他にはいかがですか。
和泉委員	よろしいですか。
森田教育長	はい、和泉委員、どうぞ。
和泉委員	私も、これまでにつくば市はいろいろ取り組んでいるので、公表できる情報は適宜公表していくという方向性には賛同します。ただ、どれぐらいの期間で公表をするのかということについても、先ほど請願者からこちらにスパンをお任せするとおっしゃっていたので、こちらで必要に応じて混乱を招かないような情報の公開は大事かなと思いました。
森田教育長	情報を公表すること自体は必要であろうということですかね。
和泉委員	はい。
森田教育長	はい、成島委員、どうぞ。
成島委員	公表することには賛成です。ただ、少し別の請願事項に跨いでしまうのですけれども、請願事項3のような、部活動が地域クラブに移行して変わっていくというこの方針自体が明確にあって、それに向かっていく中でのこういった新着情報ですという形で出ていくのであれば分かるものと思います。しかしながら、こういったことをやりました、こういった実証事例をやりましたとかだけ言われていってしまうと、何か一見無関係のような気持ちでそういった報告を見てしまう側面があると思います。うまく言えないのですが、自分がいる学校に関係することなのかなという目で見ている時に、よその学校のことか、という目で見えてしまっていて、何やらつくば市が動いているけれども、その動きが

	<p>何に向けての動きかわからないまま動いているような公表の仕方になったら意味がないと思うので、ある意味では、請願事項3に書かれている「廃止する年月」が早期に確定しているかどうかはともかくとして、つくば市はこういう方向で動いているのですということを明確にしている状態での随時公表でないと意味がないような気がしてしまいます。請願事項3があつての請願事項1かなというイメージで見ていたので、請願事項1のみに関しては、賛成ではあるけれども、請願事項3ありきだと思ふというのが私の意見です。</p>
森田教育長	<p>やはり全体構想がないところで断片的な情報を出しても理解しにくいだろうというところですね。</p>
成島委員	<p>そうですね、理解しにくいし、何かソーっと準備されているように感じますね。</p>
柳瀬委員	<p>よろしいですか。</p>
森田教育長	<p>はい、柳瀬委員、どうぞ。</p>
柳瀬委員	<p>部活動の地域移行には様々な課題があると思うのです。地域移行をすることについては国もそういう方針ですし、勿論つくば市もその方針には従ってやっていくのだと思うのですが、いくつか例を挙げますと、部活動を地域移行した時にそれに携わる教員の兼職の問題、それから労働時間の問題がありますよね。また、そうしたときにそこに関わる経費の問題として、給与の問題や指導者として兼職の費用を別にもらうのかという問題、それから教師の学校教育への専念義務など、様々な問題が絡んでくることだと思うのです。そういった問題を1つ1つきちんと整理していかないと、地域移行といっても、なかなか環境が整わないと思うのです。まさに請願者の言うとおり、環境の構築が必要なのですけれども、なかなかそれには、時間がかかりますよね。まあ早くやってほしいという趣旨なのでしょうが、その課題を1つ1つクリアする必要があると思うのですよね。あと、これまで部活動は学校教育活動の範疇だったのですけれども、学校を使って学校の教育活動以外の活動を地域移行と</p>

	<p>してやるのか、それとも学校教育活動の中で地域移行をやるのか、校長の権限はどこまでか、というかなり突っ込んだ議論をした上でやっていかないとなかなか地域移行が実現しないのではないかなと思います。そういった課題を洗い出した上で、どういったことをクリアしないと地域移行に進んでいかないかというのは、今までも検討してきたことだと思いますが、やはり国とか県の動きも絡んでくるので、つくば市だけで決められる問題ではないような気がします。</p>
倉田委員	<p>今、柳瀬委員が言ったとおり、やはり地域移行するという方向は望ましい方向だと思うのですが、ただ人材の確保とか、教員として携わる者・携わらない者という部分で、請願者は部活動顧問をやりたくない場合にはそれを希望できるようにすべきであると仰っていて、それは私も良い方向だと思うのですが、ただ、中には部活動顧問をやりたい教員も出てきているのではないかという中で、その時のバランスとか運営調整とか組織での在り方というのは、なかなか難しい状況があるのかなと思います。その辺りが学校として管理職としてのネックなのかなと思います。ただ、一番の理想として地域の中でどれほどまでに部活動を移行していくことができるのか、というところで、その部分は現在進めている途中なので、どのぐらいのスピードで進んでいくのかというのは、中体連などの大きい組織も絡んできている話なので、やはりつくばだけの問題でもないし、その辺りの理解を含めて進めていく必要はあるのかなとは思っています。</p>
森田教育長	<p>請願事項3にも関わる問題なのですけれども、なかなか1つの自治体だけで解決できる問題ではないところが多いというのは確かだと思います。極端に言えば、国の方針もしっかり出してもらわないと困るところもありますので、そういった点では早急にこちらの考えだけで進めるというのは難しいという部分も確かにあるとは思っています。</p>
成島委員	<p>現在つくば市が実証として外部の方にコーチングをしてもらったりしているのは、部活動の地域移行のためにではなく、教職員の負担軽減の一環として行っているのでしょうか。</p>

森田教育長	学び推進課、お願いします。
山田学び推進課 参事兼総合教育 研究所長	現在は令和7年度までのロードマップ・達成目標として、令和7年度末までに休日の部活動に関わる教員をゼロにするということで取り組んでおります。
成島委員	現在そういったものの公表はしていないのですか。
山田学び推進課 参事兼総合教育 研究所長	先生方には校長会等でご案内をさせていただいております。ただ、一般の方々に公表しているかという点、そうではありません。
森田教育長	そこはまだ十分じゃないということですね。他はいかがですか。よろしいですかね。では、請願事項1については、請願事項3も含まれますけれども、組織でしっかり対応した上で、活動状況について公表するということが積極的にやった方がいいだろうということですが、そのスパンや時期を決めて行うということは少し難しいという受け止め方になりますでしょうか。この受け止め方でよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
成島委員	公表に関しては異議はありません。
森田教育長	では次に請願事項2です。「つくば市立学校の教員に対して「部活動顧問に就任することを前提とした希望調査」を実施することを改め、教員一人ひとりが部活動顧問に就任しないという選択を行うことができるようにすること」ということなのですけれども、これについて御意見がありましたらお伺いしたいと思います。では、倉田委員。
倉田委員	これは学校長の判断で実施可能だと思うのですよね。ですから、学校の方針として、どのように職員に説明して、どのように体制でやっていくということを職員にちゃんと知らせて、その上で理解を求めていくということが必要だと思うのです。さらに、子供たちの考え方ということで、子供たちはこれに関してどう考えているのかということも、アンケー

森田教育長	ト等も含めて調査しておく必要があると思います。
柳瀬委員	<p>はい、柳瀬委員、どうぞ。</p> <p>私もいま倉田委員がおっしゃったことと同じなのですが、選択肢は誰が作っているのか、ということですね。慣例として、例えば、野球部とサッカー部という選択肢があるけれども、それ以外の活動をしたい生徒がいたとしても、生徒はそういう選択肢がないということがあります。文化芸術活動にしても、吹奏楽部があっても、コーラスとか演劇とか、あるいは社会ボランティア活動をやりたいとか、本来はそういう色々な選択肢があるはずなのですが、それが固定化していると状況があるものと思います。先生の側も選択肢を選べないし、生徒の側も選択肢を選べないとなると、では誰がこの選択肢を作っているのか、ということになると思うのですよね。今までの慣例に従ってやっているけれども、やっぱり基本的には子供たちのニーズに応えるということが一番だと思うのです。ニーズに応えるということが十分条件であって、そのための必要条件が、教師が関わることではないということは分かるのです。しかし、その選択肢自体が広がっていかない、地域移行をした時にますます狭まってしまうということになると、現在やっている部活動というものの本来の趣旨を見失ってしまう可能性があるような気がしてなりません。請願事項2の趣旨については全くそのとおりで、理解できません。</p>
森田教育長	はい、和泉委員、どうぞ。
和泉委員	<p>私も請願事項2については賛成しています。やはり先ほど私が質問した、請願者が8月に学び推進課に状況を聞いたということがありましたけれども、この時に、『そのほとんどが「どこかの部の顧問になること」を前提とした調査を行っていることが判明』したということはやはり引っかかかっていて、一方で、倉田委員がおっしゃったように、各学校長がしっかり各先生と面談をするなり聞き取りをして、その意向を汲むということを徹底させれば、請願事項2の内容は十分に満たすことができるし、むしろ断る権利というのは保障されないといけないと思うの</p>

森田教育長	で。請願事項2には賛同しています。
成島委員	<p>はい、成島委員、どうぞ。</p> <p>私も賛同しております。ただ、今の部活動という在り方を続けていくのであれば、顧問に就任したくないという先生が多数現れた場合に部活動そのものが成り立たなくなるのではないかという恐れもあるのも十分に分かります。なので、もう地域移行という形が、今までの部活動とは別物になろうとしているという認識を持った方が良いのではないかとも思います。これまでの部活動というものは廃止のようなものになっていくのではないかという気がしているので、今の段階では、顧問に就任しなくても済むように何とか配慮するというのが望ましいのですけれども、ゆくゆくどうなっていくのかというのはまた考えないといけないものと思いました。</p>
森田教育長	はい、倉田委員、どうぞ。
倉田委員	<p>子供たちのニーズがどういったところにあるかということについても学校としてしっかりと把握する必要もあると思います。例えば、クラブ活動や部活動においては、楽しむことを目的としたい活動だと考えている子供もいるだろうし、強くなって成長したい、ある程度の目標を目指したいという活動だと考えている子供もいると思うのです。その辺りの調整をどのようにした方が良いのかという問題があると思います。ある意味、外部団体に委託した方が、強くなるという意味でのスポーツ的な目的を達成できるという方向には進むとは思いますが、ただ楽しみたい、仲間を作って一緒にそれ自体を楽しみたいという子供にとっては、果たしてそれがすべてをクリアできるようなものなのかどうかということも難しい問題なのかと思います。この辺りのことは学校もしっかり押さえていないと子供に適切に対応できないのかなという気がします。</p>
森田教育長	はい、ありがとうございます。子供自身も、強くなりたい子もいれば楽しめれば良いよという子もいて、色々いるというのが現実だし、そういったところも私たちはクリアしていかななくてはいけないし、先生たち

	<p>の考えも、学校教育と部活は密接に関係がありますという人もいれば、もう完全に切り離れたほうが良いという人もいるし、まだまだそういう意味では部活動の地域移行をどう考えていくかという国の方針も定かではない中で、私たちも迷っているし先生方も迷っているところではないかと思うのです。そういった意味でも、しっかり共通理解を図っていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺りは学び推進課ではどのように進んでいるのか聞いても良いですか。</p>
山田学び推進課 参事兼総合教育 研究所長	<p>現在のところは、各学校で1つは地域移行を進めるということを今年 のミッションとして行っております。コーディネーター3名に学び推進 課で動いていただいております。各学校でスポーツ少年団や企業、大 学などと連携をして、それぞれ可能なところで地域の実態に応じて取り 組んでいるところです。それを令和6年度に50%の目標ということで取 り組んでいくことを考えております。</p>
森田教育長	<p>あとは、子供たちが所属していない部活動以外の活動を自由にできる ことを保障しようという意味で、平日の部活動を1日減らすということ をしたわけですが、そこで音楽に携わったり芸術に携わったりしている 子もいるという話は聞いていますので、私たちの趣旨に少しずつ沿って きたのではないかという感じもしております。この3つの請願事項につ いて大体皆さんの御意見を伺ったところですが、最後に何か全体 を含めて述べたいようなことがあればお聞きしたいと思いますが、いか がでしょうか。はい、和泉委員、どうぞ。</p>
和泉委員	<p>これは教員の立場と行政の立場で結構いろいろな枠組みを決めたり課 題を洗い出して検討したりしているところですが、例えば、実際 の加入率はどうなのかとか実際の子供たちの気持ちの部分については、 私自身はまだ理解が足りないということを強く感じていますので、先ほ どどなたかがおっしゃってございましたけれども、やはり子供の実態をも う少し同時にすくい上げながら今後検討していくのが大事かと思いまし た。</p>
森田教育長	<p>はい、ありがとうございます。大事な点ですね。他にはよろしいです</p>

	<p>か。では、採択するかどうかということについて決をとりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。どのようにお考えなのかお伺いしたいと思いますが、倉田委員、いかがでしょうか。</p>
倉田委員	<p>私は、趣旨は採択して良いのではという気はするのですね。請願者の考え方はよくわかりますし、そういった方向でいくべきだと思っています。それをどのようにスムーズに進めていくかということが今後の一番大きな課題だと思うので、子供のニーズや考え方もきちっと取り入れた上で教育委員会として進めていく必要があると思っています。</p>
森田教育長	<p>はい、わかりました。成島委員はいかがでしょう。</p>
成島委員	<p>スポーツ庁や文化庁の方が地域移行をもう明言しているので、つくば市もその流れになるであろうと思っはいるので、請願書の内容に関してはすごく理解できます。また、部活動廃止の年月を早く確定した方が目標に向かって動けるだろうという考えについても私はすごく納得します。しかしながら、他の委員さんの話を聞いていると、現実的に受け皿とか時期を決めながら急に動き出すというのが難しいというのも分かるのでその辺りに関しては検討をしていくしかないのかと思います。この請願に対して趣旨採択という形をとるということは、つくば市は部活動の地域移行という形を目指していきますという方針を示すということとは間違いないのですよね。</p>
森田教育長	<p>そうですね。ですから、今皆さんが懸念や心配をされているのは、随時公表することという請願事項における「随時」というのが請願の意に沿うスパンになるのかどうかというあたりと、部活動を廃止する年限を確定するというのは現段階ではちょっと難しいのではないかということであって、この請願の方向性は請願書に書かれているとおりに賛成できるのではないのでしょうかというのが皆さんの御意見なのかと思ったのですが、柳瀬委員はいかがでしょう。</p>
柳瀬委員	<p>先ほどちょっと質問をしましたがけれども、検討状況というのがどの段階のものを言うのかということについて、決定事項についてはもちろん</p>

	<p>公表するべきでしょうけれども、検討状況の中身についてはやはり検討会議など公式な会議で取り扱ったものを公表して欲しいと思います。でないと色々な試行錯誤もあると思うので、そこを躊躇するようになってはいけないと思うのですよね。なので、請願事項1については採択で良いと思うのですが、検討状況については、教育局と市長部局、それから財団とか色々なところを含めた検討会議で行ったものを公表して欲しいと思います。請願事項2については採択して良いと思います。請願事項3については、「部活動を廃止する年月を早期に確定し」という請願事項がいうところの「早期」というのが、今決めなさいというわけではないのだと思うのですけれども、どれぐらいのスパンを想定しているのか、そしてそれは請願事項1に委ねるという意味で、請願事項3は趣旨採択でいかがでしょうか。</p>
森田教育長	<p>和泉委員はいかがでしょう。</p>
和泉委員	<p>この請願書の請願事項全体に対してということであれば、私は趣旨採択を考えています。というのは、先ほど成島委員が言ったように、やはり目指すゴールはこの請願の内容とつくば市の教育行政と共通していると思うからです。ただ一方で、繰り返しになりますけれども、例えば、関わる担当課の数で考えれば市民部も関わってくるでしょうし、子供自身の状況についても鑑みる必要があると思いますし、そういったことからどうしても決裁プロセスにも時間がかかるでしょうから、どんどん公表してほしいという趣旨はもう十分に理解するのだけれども、現実的な部分を踏まえてという意味で趣旨採択を考えています。</p>
森田教育長	<p>はい、ありがとうございます。皆さん趣旨には賛同できるけれども、早期に廃止時期を確定してほしいとは言ってもそれを確定するのは難しい状況でもあるというようなこと、また、いろいろなハードルをどう超えるかということからもなかなか難しいところもあるだろうというような皆さんの意見だったと思います。伺ったところ、趣旨採択という意見が多かったように思うのですけれども、趣旨採択という形でこれを処理することで、皆さんの意見は共通していたかと思うのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	では、賛成多数ということで、これを趣旨採択にするということで決したいと思います。大変ありがとうございました。
(2) 議案第 54 号 令和 5 年度つくば市一般会計予算案 (12 月補正) に同意することについて (非公開)	
森田教育長	<p>続いて、先に非公開案件を審議いたしますので、傍聴人の方がいらっしゃいましたら一旦退室をお願いいたします。</p> <p>では、議案の第 54 号、12 月の補正予算について各課からの説明をお願いします。質問については、全部の課の説明が終わった時点でお受けしたいと思います。まず、教育総務課、お願いします。</p>
山岡教育総務課長	(議案に対する説明)
森田教育長	続いて、学務課、お願いします。
下田学務課長	(議案に対する説明)
森田教育長	次に教育施設課、お願いします。
鈴木教育施設課長	(議案に対する説明)
森田教育長	はい。では健康教育課、お願いします。
柳町健康教育課長	(議案に対する説明)
森田教育長	はい。総合教育研究所、お願いします。
山田学び推進課 参事兼総合教育 研究所長	(議案に対する説明)
森田教育長	次に、生涯学習推進課、お願いします。

澤頭生涯学習推進課長	(議案に対する説明)
森田教育長	文化財課、お願いします。
石橋文化財課長	(議案に対する説明)
森田教育長	最後に中央図書館、お願いします。
柴原中央図書館長	(議案に対する説明)
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたら、お願いします。
	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他はよろしいですか。では承認することにご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(6)報告第 32 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
(7)報告第 33 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
森田教育長	続きまして、報告第 32 号と第 33 号です。こちらは人事案件で関連がありますので、一括して教育総務課から説明をお願いします。
山岡教育総務課長	(議案に対する説明)
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。ではこのとおりとさせていただいてよろしいですか。

委員一同	はい。
森田教育長	ではこのとおりで進めてまいります。
(1)議案第 53 号	市長の権限に属する事務の委任について（公開）
(3)議案第 55 号	つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則について（公開）
森田教育長	<p>それではこれで非公開案件が終わりましたので、続いて公開案件を審議いたします。傍聴人がいらっしゃいましたら、中に入るようお願いいたします。</p> <p>議案第 53 号、議案第 55 号につきましては関連しておりますので、議案第 53 号については教育総務課から、議案第 55 号については学び推進課から説明をお願いいたします。</p>
山岡教育総務課長	<p>議案第 53 号市長の権限に属する事務の委任についてご説明いたします。地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき協議のあった、市長と教育委員会との間の事務の委任につきまして、別紙のとおり回答するものです。なお、委任事務につきましては、記載の地域クラブ活動の参加者に対する支援に関する事となっております。以上です。</p>
森田教育長	<p>続けて議案第 55 号について、学び推進課からお願いします。</p>
岡野学び推進課長	<p>議案第 55 号つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則についてご説明させていただきます。まず趣旨についてですが、第 1 条です。この規則は、地域クラブ活動参加者支援交付金の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとなります。次に、交付金の目的について、第 2 条をご覧ください。交付金は、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者のうち、生活に困窮するものの経済的負担の軽減を図ることに、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会を確保することを目的としております。続きまして、定義について、第 3 条第 1 号をご覧ください。地域クラブ活動生徒の所属する部活動が行われない日において、さらに当該生徒の所属する部活動と同一の種目又は同部門のものに限る、としております。同条第 2 号では該当する団体について、同条第 3 号では該当する生徒についてお示ししております。続いて第 4 条を</p>

	<p>ご覧ください。交付金交付の対象となる保護者を、第1号から第3号までにお示ししております。特に第2号にありますように、生活保護または就学援助を受けている家庭が対象となります。続きまして、第5条では、交付対象経費についてお示ししております。これは対象者が実施団体に支払った地域クラブ活動の利用料としております。第6条では、1会計年度における交付金の額を示しております。ここでは、地域クラブ活動に参加する生徒1人につき2万4,000円を上限としております。第7条では、交付金の交付の申請等についてお示ししております。交付金の交付を受ける場合は、同条第1号から第6号までの書類を添えて申請いただくこととなりますが、同条第1号から第3号までの書類については、こちらで公簿等を確認し、認められるときは省略することも可能となっています。第8条では、交付金の交付等の決定をするにあたり、内容の審査及び交付の可否についてお示ししております。第9条では、交付金の交付の条件について4点お示ししております。第10条、第11条については、ご確認いただければと思います。以上でございます。</p>
森田教育長	<p>ただいまの説明に質問や確認事項がありましたらお願いします。 はい、和泉委員どうぞ。</p>
和泉委員	<p>ご説明ありがとうございました。質問が2つあります。1点目は、第6条にある2万4,000円の積算根拠は、500円×4×12で良いのかということと、2点目は、第7条第3項は4月から3月という縛りはないという理解で良いのでしょうか。例えば6月から始めた場合は、その年の年度末までという理解なのか。第3項の上3行の意味がよく理解できなかったもので、ご説明をお願いできますでしょうか。</p>
森田教育長	<p>学び推進課、お願いします。</p>
岡野学び推進課長	<p>御質問の1点目の経費については、和泉委員がおっしゃったとおりでございます。2点目の第7条第3項についてですが、1会計年度ということで大丈夫かと思えます。</p>
森田教育長	<p>1会計年度と規定しているからということですね。</p>

和泉委員	よろしいですか。例えば入部・入会が8月からの場合は8月から適用される、但し、一旦3月で締めるということですね。
岡野学び推進課長	はい。
和泉委員	わかりました。ありがとうございます。
森田教育長	他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい、柳瀬委員。
柳瀬委員	対象は何名ぐらいを想定していますでしょうか。
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	就学援助の対象人数や部活動の加入人数、地域移行の参加人数等を考慮しまして、積算しております。
柳瀬委員	なるほど。調査した結果それぐらいということですか。
岡野学び推進課長	はい、想定ということになります。
森田教育長	他はいかがですか。よろしいですか。では承認することにご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(4)議案第 56 号 つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取について (公開)	
森田教育長	続きまして議案第 56 号、文化財課から説明をお願いします。
石橋文化財課長	議案第 56 号つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取についてです。つくば市認定地域文化財規則においては、市独自の制度であるつく

<p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>ば市認定地域文化財に認定することについて、教育委員会からつくば市文化財保護審議会への意見聴取をすることが定められています。認定地域文化財は、指定文化財に至らない物件であっても、文化財としての価値を認めることで、保存や活用等を促すことを目的として制定したもので、認定による規制がほとんどない一方で、補助金等の支援制度もないというものになります。</p> <p>今回意見聴取をするのは、つくば市臼井に存在する立野大師堂石仏群175 軀（き）で、江戸時代後期から明治時代にかけて、制作された石仏群ということになります。制度の詳細と物件の詳細につきましては、資料1及び資料2にまとめております。ご検討お願いいたします。</p> <p>説明に対して、質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。承認することでご異議ございませんか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございます。では承認いたします。</p>
<p>(5)議案第 57 号 つくば市有形文化財の指定に係る諮問について（公開）</p>	
<p>森田教育長</p> <p>石橋文化財課長</p> <p>森田教育長</p>	<p>続いて議案第 57 号についても文化財課から説明をお願いします。</p> <p>議案第 57 号つくば市有形文化財の指定に係る諮問についてです。つくば市文化財保護条例による有形文化財に指定することについて、教育委員会からつくば市文化財保護審議会に諮問することが定められています。</p> <p>物件につきましては、三村山不殺生界碑 1 基です。鎌倉時代中期の板碑でして、年号も刻まれた石造物としては市内最古であり、真言律宗の高僧忍性の三村山極楽寺での活動を示す歴史資料として重要なものです。指定制度につきましては、文化財をそのまま残すための制度でありまして、厳しい規制があるのと同時に、補助金等の支援制度があるものです。制度の概略及び資料の概略については、資料 1 及び資料 2 を参照していただければと思います。ご審議お願いいたします。</p> <p>質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>

委員一同	承認することにご異議はございませんか。
森田教育長	はい。
森田教育長	では承認をすることといたします。
5 その他	
森田教育長	<p>それでは最初に言いましたように、議事の5、その他に進みたいと思います。冒頭にお話しました竹園東小学校の件について、少し皆さんで意見交換をしたいと思いますので、まず学び推進課から説明をお願いします。</p>
岡野学び推進課長	<p>まず、概要についてご説明させていただければと思います。記事がありました、当該教員のトイレの指導と、登校できなくなった児童の当時の様子についてご説明いたします。</p> <p>まずはトイレの指導についてです。5月にある児童がトイレに行き戻ったときに、「どこに行っていたの。トイレには勝手に行っちゃダメっていったでしょ。」と当該教諭が怒鳴り、教室中が静まり返った、と保護者の方から指摘がありました。学校長の聞き取りでは、当該教諭は、怒鳴ってはいないと言っていたとのことですが、大人が話す時の感情と子供の受け取る感情の違いもあります。子供たちが静まり返ったということからは、怒られた、怖いという感情を抱いたと思われ、トイレに行きたいということが怖くて言えないという思いが生まれたことが推測されます。</p> <p>続いて、6月です。6月8日、ある児童がお漏らしをして保健室に行き行って当事者がその場にいないときのことで、「またお漏らししてるよ。くさいよね。皆も嫌だね、先生、毎日拭くの嫌だよ。明日、お漏らししたい子はいないよね。」と言っていた、との指摘がありました。当該職員の聞き取りでは、前日に他の児童がお漏らしをしたこともあり、帰り会のときで時間がなかったこともあって、「またみんなの前でお漏らしするのは嫌だよ。トイレに行きたいときはすぐに先生に言うように。」と、強い口調で指導してしまったようです。</p> <p>6月19日、ある児童が当該教諭にトイレに行きたいと伝えましたが、「授業中はトイレに行っては行けないと怒られた。」との指摘がありま</p>

した。当該教諭の聴き取りからは「基本的に、トイレは休み時間に行くんだよ。」と言って、トイレに行かせたようです。当該教諭は適切に指導したつもりですが、子供が怒られた、怖いと思っていることから、心には届いていませんので、子供に寄り添った指導とは言えません。

6月20日、お漏らしをしてしまったある児童に対して、もう漏らさないでくださいと注意を受けたとの指摘がありました。当該教諭は「トイレでしょうね。」と言ったとのことでした。

申しあげましたように、5月から6月にかけて、お漏らしが数件ございました。対象者も1人ではなく複数名おられます。これは子供たちが「トイレに行っていていいですか。」と自由にいえる雰囲気になかったことが原因であると思われまます。

次に、当該教諭が怖いと言って、3人が登校できなかったという記事についてです。当該教諭の指導が怖いという理由で、入学後の1週目から登校渋りが見られ、担任を変えてほしい、転校させてほしいと保護者からの要望がございました。学校では、4月という早い段階でもあり、何とか対策を講じて改善を図ることを目指しましたが、事態は良くなりならず、6月1日に、学校から市に意見書を提出し、転校に至りました。他の2人の児童も当該教諭の指導が怖いという理由で、6月末から欠席し、保護者からクラスを変えてほしいという要望が出されました。*

このような状況を受け、7月13日に1年1組の臨時保護者会を開きました。出席者は校長、教頭、教務主任で、学び推進課からは2名が参加いたしました。その際、学級懇談会を開催するに至っての経緯やこれまでの状況、今後の対応について説明いたしました。保護者からの御指摘や御質問に対して、管理職が当該教諭から聞き取った内容や、その他の様々な保護者からの情報をもとに説明をいたしました。具体的には、当該教諭の指導が怖いと感じ、学校を休んでいる児童が2名いること。教師の指導が理由で児童が登校できない事実は重大な問題と認識していること。最優先課題として対応しなければならないと考え、改善に向けて思案し、様々な対応をしてきたが、解決には至らなかったこと。このような状況を踏まえ、担任を教務主任に変更すること。7月13日付で当該教諭は心理的な要因により、療養が必要であるとの診断を受け、当面の間勤務をすることができなくなったこと。以上が主な内容です。

また、今回の報道後に保護者から改めて申し出があり、当該教諭が怖

いという理由で、もう1人休みがちになった児童がいたこともわかっています。いずれにしても、複数の児童に教員の指導が怖くて、学校に行くのが嫌だと辛い思いをさせてしまったこと、そして、その保護者の皆様にも大変な御心労をおかけしてしまったことを大変申し訳なく思っております。また、管理職や当該教員への指導助言等が十分でなかったことを大変重く受けとめております。

現在の1年1組の状況についてですが、クラスの児童はほとんど休まずに登校しています。当該教諭は休職期間が明けて復帰する場合でも、今年度の担任はそのまま教務主任を予定しております。

最後に、今後についてです。1つ目は、当該教員の処分等についてです。処分については、事実関係を県に報告しております。今後、県の調査等に対し、求めがあれば、その内容の詳細についてしっかりと報告していきたいと思っております。また、管理職の責任についても同様に考えております。2つ目は、子供たちの心のケアについてです。報道等による不安への対応については、スクールカウンセラーを増員するとともに、必要に応じて、市の教育相談センターの相談員の派遣等も考えております。最後、3つ目は課題についてです。このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に向けた体制づくりをしっかりと行っていきたいと考えています。まず、子供たちがいつでも相談できる体制の構築です。担任以外にも、養護教諭や支援員、カウンセラー、そして保護者等、相談しやすい人に話せる環境づくりをしていきたいと思っております。また、これまでのアンケート調査等に加え、1人1台端末でのオンライン相談や、目安箱の設置等、様々な方法も検討してまいります。

次に、管理職の指導の在り方についてです。これまで個別に指導をしてきているものの、その後、当該教員に変容があったかどうかの見取りが十分でなかったと考えます。具体的にあった不適切な指導を取り上げ、どこがいけないのか、どうすべきだったのか、実際の指導を考えさせるとともに、課題のある教員が子供たちの前に立てる状態になるまで変容し、行動としてできるようになるまでをしっかりと評価することが重要であると考えています。最後に、教育局の適切な関わり方についてです。学校から随時報告は受けておりますが、報告内容を適切に判断できず、学校への助言・指導に繋がっていなかったことも要因と考えております。事案の本質を見極め、早期に適切な対応をとることの重要性を

	再認識しているところです。以上でございます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※当初は要望内容を「担任を変えてほしい」と報告していましたが、「クラスを変えてほしい」の誤りであったため、令和6年3月臨時教育委員会にて訂正しました</p> </div>
森田教育長	報告をしていただきましたが、今の報告について質問や確認をしたいところはあるのでしょうか。はい、倉田委員お願いします。
倉田委員	今の報告の中で、問題が起きたときに、学級における複数対応、補助員の設置など、そのような体制は学校としては試みたのでしょうか。
森田教育長	学び推進課、お願いします。
岡野学び推進課長	倉田委員のおっしゃるとおり、学校では管理職、空き教員、支援員等を可能な限り複数体制で配置し、サポート体制をとっておりました。ただ、毎時間、常時ということにはいかず、当該教員が1人になってしまったときもあるようでございます。
倉田委員	もう1点お伺いします。その教員についてです。人間関係の中で話をできるとか、相談に乗れるとかアドバイスできるような、そういった関係はあったのでしょうか。
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	今のご質問は管理職がということによろしいでしょうか。
倉田委員	そうではなくて、職員同士の関係についてです。
岡野学び推進課長	その部分については、現在確認は十分に取れてはいないところで、管理職からの指導は、何回にもわたって、事あるごとに随時呼んで指導をしているということは把握しておりますが、職員関係の部分については把握しておりません。

森田教育長	はい、学校教育審議監。
山田学校教育審議監	私の方でこの一連の事案について調べています。いろいろと周辺部、この教員がどんな人間関係なのかということを知りました。授業の時は少々高圧的な言葉遣いをしてしまうということはあるようですが、職員室では普通の教員といますか、年代に応じた話をしているようで、従って、職員室で特に孤立するというようなこともなく、普通の人間関係を築いていたようです。実際に、休んでいる間に心配をして、一緒に外出しようとか声をかけてくれるような同僚もいたようです。
倉田委員	ありがとうございます。おそらく学校の中でも、管理職がその教員の特性や課題について引き継ぎはしていて、ある程度は把握していたかと思います。どのように対応を取れば未然に防げたか、また、事案が起きたときにどのように早めに処理できたのか、その辺りについても聞かなくてはいけないかもしれないという気がしました。
森田教育長	ありがとうございます。他に質問がありましたらお願いします。はい、成島委員。
成島委員	このように大きく報道に取り上げられたのは、どういった経緯なのかは把握できたのでしょうか。全国誌でまで報じられるに至ったわけで、どこからというのも変なのですが、保護者からなのか、そういったものは把握しているのでしょうか。あまり詳しくは言えないところでもあるのですかね。
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	詳しくどこからということは存じ上げてはおりませんが、メディアの方からの連絡が入って、私たちの知るところともなりました。メディアに情報が入ってから動きがスタートして、市教育委員会にも学校にも取材が始まったという経緯にはなっております。

成島委員	ありがとうございます。この方は1年生の担任を担当するのは初めてだったのかが気になります。
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	同校に赴任してからは、最初は6年生、続いて2年生、もう一度2年生、4年生、そして1年生の学級を持っていますので、同校では初めての1年生の担任ということになります。
森田教育長	他にはありますか。はい、柳瀬委員、どうぞ。
柳瀬委員	すみません、途中少々退席しておりまして、その間に話があったかもしれないんですが、この先生について、指導力はあったというような文言を読みました。そのように認識して良いのでしょうか。
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	指導力のとらえ方というところはあるかと思いますが、学校長からの説明の中にもありましたように、教科指導についてはしっかりと子供たちに教えることはできていて、ただ、やはり生徒指導の面、学級を掌握する面、これらの対応というところには課題があるということです。全体としてはこのような結果になっていますが、教科指導についてはしっかりと指導しているという評価でございます。
柳瀬委員	ありがとうございます。
森田教育長	はい、和泉委員、どうぞ。
和泉委員	2つあります。1つ目は、竹園東小学校で過去に他の学年の担任をしていた時は、どうだったのかということです。2つ目は、休職している当該教諭に研修があるとのことでしたが、その研修の具体的な内容を可能な範囲で教えていただけますか。

森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	<p>まず過去に他の学年を担当した時にどうだったについてですが、赴任した年に6年生の担任をしていた時から課題はあったようです。保護者の方々から、学校にも相談がありました。2年生の担任の時にも、4年生の担任の時にも、それぞれ複数名の保護者の方から担任についての相談があったことが確認されております。また、休職後の研修についてですが、復職についての本人の意思等の確認はこれからになっております。そのため、どのような方向になるかは未定ですが、もし復職となった場合は、段階を経て研修を行っていくことになるかと思っております。急に子供たちの前に立つようなことは控えながら、まずは自分自身のこれまでの行動を振り返らせ、これまでは管理職から指導するという形でしたが、そうではなくて、今度は本人が主体的に考えられるような形で、自分が目指す教師像や、子供の前にどのような姿で立つか等、自分の内面からまず気持ちを引き出して、自分を振り返りながら少しずつ行動をとれるような姿を見とっていければと思っております。ここについては、県とも十分相談しながら、研修内容は今後検討していければと思っております。</p>
和泉委員	わかりました。
森田教育長	<p>確認することはそのぐらいでよろしいですか。では、このような事態が起こった中で、今後再発防止をするにあたって、こういうことが必要なのではないかということをお聞きできればと思っております。教育局に対してでも結構ですし、学校に対してでも結構ですし、本人に対してでも結構です。いろいろな考えがあるかと思うのですが、その辺りをまとめて、教育委員会からのメッセージとして、学校や教育局に伝えていきたいと思っております。まず、倉田委員、お願いします。</p>
倉田委員	<p>どのように対応すれば一番良いかというのは非常に難しい問題かと思うのですが、不登校になった時点や、保護者から苦情があった時点で、保護者とどのような関係を維持していくかが、学校として大切だと思います。保護者から情報を提供してもらって、五分五分でお互いきちんと</p>

	<p>相談できる体制づくりというのを、意識して対応すべきではないかと思います。早い時点で、どのような課題があって、どのようなところに悩んでいるとか、そういったものを共有して、その対策もお互いに考えて、このようにしていきましょうとか、お互い理解しながら進めていくことが私は一番何より必要かと思います。学校としてはそのようなことに努力すべきでもあるのではないかと感じました。</p>
森田教育長	<p>はい、ありがとうございます。はい、成島委員、どうぞ。</p>
成島委員	<p>7月に学級懇談会をして、担任が変わって、その後は不登校がなくなったという経緯があったにもかかわらず、10月にこのようにニュースになったということは、納得がいていない人が誰かいたのではないかと推測してしまいました。今回のことがあって、メディアに訴えかければ教育局は対応してくれると認識されてしまうのではと思いました。表に出ないだけで、教員に対する不満や学校の対応に対する不満はメール等で日々来ているのではないかと思うのですが、問題に対しての対応についてやはり足りなかった部分が大いにあったのだと思います。もちろん未然に防ぐのが一番大事ですが、問題が起きた後の対応、事実確認の丁寧な聞き取りといったものが必要なのではないのでしょうか。今上がってきているであろう問題に対して、学校長1人に事実確認を任せるスタンスではなく、全体として、学校一つ一つの案件を大事にしながら問題に向き合わないと、幾らでもまた同じようなことが起きてしまうのではないかと思います。このように大きく報道されると、先生の復職は非常に難しくなるのではないかと思います。人格的に向いてない部分などももしかしたらあったのかもしれませんが、もし、熱心に指導されていたのだとしたら、その方の人生がかわいそうなものになってしまうことを懸念しています。もちろん被害に遭ったお子さんが一番気の毒というかわいそうなのですが、教育委員会としては双方を守る立場でなければいけないので、問題が起きてしまったときに学校長1人の責任にしないということと、とにかくまずは事実確認をしっかりとするというところに重きを置いて、問題にしっかり向き合ってくれたと被害者側が思ってくれるような対応を今後とっていかなければいけないと思います。</p>

森田教育長	<p>納得してもらっているかというのは、確かにすごく大事な部分だと思います。今回そういった意味では、私たちの話し合いの中でも、形として対応はしていたものの本当にこれで良かったのか、追跡して評価するという部分が弱かったのではないかと反省をしているところです。対応が終わると問題が終わってしまったみたいな感覚に皆なってしまうところもあるというのが、今回まずかったところかと思っています。</p> <p>柳瀬委員からは、何かありますでしょうか。</p>
柳瀬委員	<p>はい。不登校支援の時に随分と話し合ったと思うのですが、教育の場には2つの側面があると思っています。教育の側面と、ケアのような福祉的な側面で、その両方が必要だと思うのです。先ほどその先生の指導力についてお伺いしましたが、指導力はあったものの、子供たちへの心配りや配慮が足りなかったのではないかなと思います。指導・監督というのと、配慮・心配りというのは、両方必要であって、校長先生は指導監督が足りなかったところを強調されていたと思うのですが、それと同時に、先生をサポート・フォローする、配慮と心配りもやはり必要だったのではないかなと思います。指導監督だけでは駄目で、この先生が指導力があったところからすると、子供たちを指導監督するというイメージが強くて、子供たちをケアするところが少し欠けていたのではないかという印象を持ちました。これは感性のところなので、もしかすると指導監督というところではなかなか伝わらないかもしれません。教育長にもお願いしたいのですが、事案に関して、他の先生方や管理職の方が指導監督をきっちりしなくてはいけないという方向に流れが行ってしまうと、配慮や心配りというところが抜けてしまう感じがあるので、その両方を現場でやっていかななくてはいけないのではないかなと思います。特に低学年の子供は、やはりケアの方が重要だと思いますので。</p> <p>それから、クラス担任というのが非常に重い立場であるとする、複数担任制というか、クラス担任を決めないという方法もありますよね。学年全体で担任をするようなやり方もあるので、特に低学年ではそういった方法もあるのではないかなとも思います。先生が問題を抱え込んでしまうケースも多いと思いますので。</p>

森田教育長	はい、ありがとうございます。では、和泉委員、お願いします。
和泉委員	<p>説明ありがとうございました。大体は理解できました。ただ、一方で、複数教員による体制はできていたということは数字としての教員数は足りていたにもかかわらず、このような事態を招いてしまったということから、まだ原因が明確でない印象を受けました。もう少し聞き取りをした方が良くはないかということが1つです。</p> <p>もう1つは、私は毎日新聞でこの件を見て、はっきり言って仰天したのですが、一方で、このような先生は昔からいたということです。私が小学生のときにもいましたし、ヒステリックで、何人か友達がいつも泣いている状態がありましたし、似たような先生はいたよね、と知人とも話していました。恐怖で支配する行為というのは、ものすごく苦痛を与えるものとして今ではみなされていますし、つついそのような行動となってしまう心情はものすごくよくわかる一方で、それはもう絶対にやってはいけないことなのですよ。先ほど柳瀬委員からケアという言葉がありました。では何のためになぜケアするのかという一番基本のところは、子供の権利を尊重できるかということなのではないかと思いました。例えば授業中に、立ち歩いたり騒いだりする子供がいた時に、静かにしなさいとか座っていなさいと言う指導では足りなくて、そのような行為が静かに学びたい子供の権利を侵害しているから先生は注意するわけですよ。つまり、自分も立ち歩きたいという権利はあるかもしれないけれども、授業中は他の友達の勉強をしたいという権利を尊重しなくてはいけないのだということを学ぶ場でもあるのではないかと思います。ですので、研修の中で、まずは子供にも、子供だからという枕詞がついついまだつきまとったりしますが、やはり子供も1人の人格を持つ人間として、その権利をまず尊重することと、あとは子供の権利条約についての理解や、それを具体的にその教室空間でどのように先生は尊重したら良いのかを場面ごとに考えるような研修も必要なのではないかと強く感じました。以上です。</p>
森田教育長	ありがとうございます。本当に皆さんから大事な意見をいただいたと思います。倉田委員から保護者との関係づくりについて発言がありましたが、今回説明会に行って感じたのは、実は去年もこんなことがありま

<p>委員一同</p>	<p>した、一昨年もこんなことがありましたと、いろいろと言われまして、保護者の方が言いたいことを学校に言えなかったのかなという部分で、私は申し訳ない、残念だと思っています。保護者の意見が言いやすいとか、感じたことや気になっていることを、日頃から言えるような関係とシステムがまずはなくてははいけないと強く感じたところです。倉田委員のおっしゃったように、子供も言えるようにしておくことが必要で、自分の担任だけではなくて、他の担任のことでも気づいたら先生に言えるとか、養護教諭でも教頭先生でも誰でも良いから言える、伝えられるという体制づくり、システムが大事なのではないかと感じたところです。</p> <p>それから、対策といますか、未然に防ぐという意味では、怒鳴る指導やヒステリックな指導というのは、やはりやめさせなくてははいけないということです。根本は条約で定められている子供の人権というところであることは私も同感でして、それについては、全体でしっかり何回も取り上げる必要のある研修内容かと思っております。特に今、管理から自己決定、教えから学びと言っている中で、どうしてもまだ先生が教えるという意識や、しつけなくてははいけないという強い意識を持っている先生がいるようで、やはりコーチングのような考え方でやらなくてははいけないのではないかと今聞いておりました。</p> <p>また、実際に起こった時の対応という意味では、校長だけに任せるのではなくて、私たちも一緒になって考えなくてははいけないし、先ほどからあったように、しっかりとその後を追って行って、実際どうやっているか、それがちゃんと効果になっているか、保護者の方や子供たちが納得しているのかというところを私たちも一緒に見守っていかなくてははいけないということです。そのようなところが今回足りなかったということがいえると思いますので、今出たような意見を、私たちの戒めとして受けとめられるようにまとめて、学校へも発信したいと思います。まとめたときにはまた委員の皆様にも一度お知らせしたいと思います。その中で、またぜひこういうことも入れてほしいというのがありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
-------------	---

森田教育長	<p>ではそのように進めさせていただきます。よろしく申し上げます。一度先生方の全員にメッセージを送ったのですが、そのメッセージを読ませていただきます。</p> <p>『皆様報道でご存知かと思いますが、教師の暴言が子供を傷つけるという事案がありました。私は常日頃から学校は子供が幸せを実感できる学校であってほしいと言っていますが、今回のことは残念でなりません。先生の言動は子供にとってはすごく影響の大きなものです。子供はそれぞれ違います。受けとめ方も皆違います。たとえ、教師がそんなつもりはなかったと言っても、受けとめる側の子供の気持ちが、その言葉の結果となるのです。そのことを心に留め、教師には慎重な対応が求められます。決して子供を傷つけてはなりません。子供にとっては一瞬一瞬が心に残ってきます。やり直しは効きません。教師は子供にとって常に最善でなければならないのです。教育は人なり。子供たちは、教師の姿で学びます。教師は人として手本であり目標でなければなりません。教師の基本は和顔愛語、穏やかな笑顔と優しい言葉で相手に接することです。笑顔で子供と接すれば、子供たちを和やかな気持ちにさせることができます。優しい言葉を子供にかければ、子供たちを温かい気持ちにさせることができます。そして、子供一人一人が学びたいことが学べる、自分で決められる学校に、幸せ溢れる学校を作っていきましょう。』このメッセージはすぐに出したのですが、具体的なことを今後もう1回出していきたいと思います。貴重な意見を頂きありがとうございました。学び推進課を中心にまた今回のことをまとめていければと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>続けて、柳瀬委員から、つくば市における外国籍の不就学児童生徒の支援について問題提起したいとのご希望がありました。柳瀬委員、お願いいたします。</p>
柳瀬委員	<p>今日は問題意識の共有という意味で、外国人の子供の不就学についてです。以前にも外国人の不登校ではなく不就学の問題が話題に出たことあるのですが、現在世界で紛争や戦争があって、難民の人もたくさんいて、つくば市にも避難している外国人がいるわけですが、その子供たちへの支援というのは埋もれてしまっているという問題です。つくば市にもかなりの人数の方がいらっしゃるようですが、教育局だけでそういっ</p>

	<p>た方への支援は難しく、市民部やこども部、国際交流協会等と連携しながら、市民の方々にも協力していただいで進められるような事業ではないかと思うのです。教育大綱のときにも話しました、アマルティア・センというノーベル経済学者の言葉で、人を川につき落とすのは駄目だと皆わかっているのに、なぜ川に流されている人を助けないのかということ、それを彼は言ったのです。戦争で難民が出て苦しい思いをしているのに、助けなきゃと皆思いながらも、目の前に流れている、つまり困っている人を助けないというのはやはりおかしいということを言いたいのですが、支援を通じて子供の学習権とか生存権といったところを、皆で確認できるのではないかと思います。日本国憲法のもとでは守られていないけれども、隣人を助けるということがとても大事なのではないか、また、教育的な意味も大きいのではないかと思いますので、これから課題にさせていただければという趣旨です。</p>
森田教育長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。是非検討していきたいと思えます。</p> <p>他に何か委員の皆様からご提案や気になっていること等はありますでしょうか。はい、成島委員どうぞ。</p>
成島委員	<p>先日、「不登校・多様な学び つながる“縁”日」というイベントに行ってきたのですが、つくば市も参加していたようだったので、感想としてどうだったか、どなたかご存じの方がいればと思ひまして。いろいろな市がブースを設けていたのですが、印象としてお役所の雰囲気が強かったので、実際どれぐらいの保護者の方が相談にいらっしたのか、お話を伺えればと思ひます。</p>
森田教育長	<p>教育相談センター所長。</p>
久松学び推進課 参事兼教育相談 センター所長	<p>昨年度はあまり掲示物などの用意はしなかったのですが、今年度は、相談センターの様子とか、子供が作った動画などを用意しまして、そういったものをきっかけに、寄ってきてくれる子も思ひました。御相談のあった中で、今は学校に行けていない状況で、学校にはまだ相談してないのだけど相談センターに相談して良いですかというお話も結構ありま</p>

	<p>して、私ともう1人の指導主事の2人で行ったのですが、10人程度から相談があり、そこから学校につなげた内容は3件程度ございます。相談センターにも、それをきっかけに相談に来てくださった方もいます。イベント当日は全部で600人以上の来場者だったということで聞いております。</p>
成島委員	<p>ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>和泉委員、お願いいたします。</p>
和泉委員	<p>私もこのイベントを午後に訪問したのですが、昨年度は著名な先生を招聘して講演という形だったのが、今年是不登校経験者による座談会という形で、すでに社会人や大学生になっている5名の方々にお話しいただきました。自分の辛かった気持ちを具体的に話してもらえる機会はなかなかないだろうと思いつながら聞かせてもらったのですが、やはり当事者の声を直接聞くしかないという確信を私は持ちました。不登校という言葉を変えなければいけないのではということも感じました。また、会場の雰囲気も開催2年目ということもあって、出展者同士が話している雰囲気があったので、横の繋がりができてきたのかなと思います。イベントを訪れた人にしてみれば、こういった面もあるのだという希望を感じられているのではないかなと思いました。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございました。つくば市の中で、不登校についてだんだん認識されて、良い方向に動いているのではないかという感じがしますよね。</p> <p>他はよろしいですか。また不登校のことを議論するときにはそういったことも含めて議論したいと思います。</p>
6 閉会	
森田教育長	<p>長時間にわたりましてありがとうございました。以上をもちまして定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

◎会議録の調製（訂正）

署名年月日	令和6年（2024年） 4月 26日
調製者	吉沼 正美